

従業員の雇用維持でお困りではありませんか

「在籍型出向」の活用をご検討ください

熊本県内では、休業等により仕事が減少した企業から、人手不足の企業へ従業員を一時的に出向させる「在籍型出向」の受け入れを検討する企業の声が寄せられています。

仕事が減少した期間中も従業員が他企業で働くことで、雇用を維持しながら人材流出を防ぐことができる「在籍型出向」を活用してみませんか。

県内企業からはこんな声が寄せられています

八代市内製造業

八代全体で人材が地域外へ流出しないよう、企業同士で支え合う必要性を認識しており、在籍型出向の受け入れを検討したい。

食品製造業(惣菜メーカー)

商業施設のテナント従業員などについて、在籍型出向による受け入れをぜひ検討したい。

旅館・ホテル業(天草地域・阿曾地域)

被災により休業中の旅館等の従業員を、一時的に受け入れることは考えられる。特に料理人などの専門人材は確保したい。

在籍型出向を活用した企業・労働者の声(能登半島地震)



出向元企業

- ・労働者のスキル・モチベーションを維持できた
- ・労働者の能力開発やスキルアップにつながった



出向先企業

- ・人材確保につながった
- ・自社の従業員のスキルアップになった

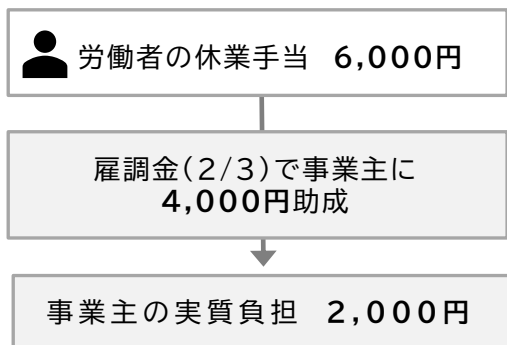


出向労働者

- ・新たな業務を経験できた
- ・モチベーションやスキルを維持できた

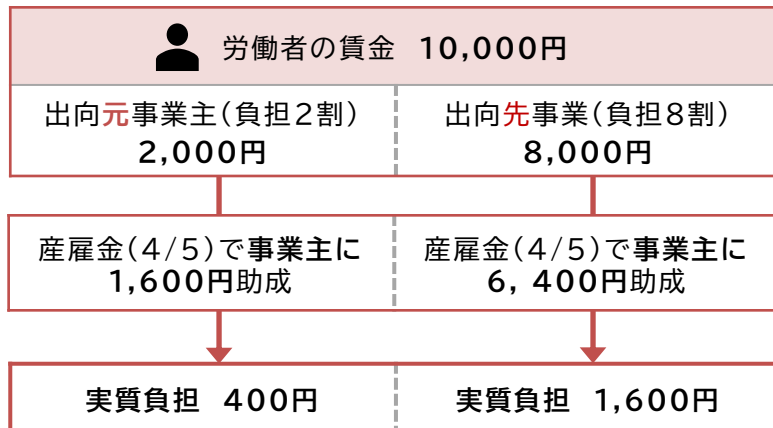
休業より**出向**を選択した場合の例(中小企業の日給1万円の労働者を想定)

休業(雇用調整助成金)



※記載は一例です。助成額は賃金額や企業規模等により異なります。

出向(産業雇用安定助成金)



産業雇用安定助成金が活用できます (令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース)

出向元事業主(熊本県内)・出向先事業主(全国)の双方に対して、出向期間中の**賃金の一部**を助成します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額 (出向元・出向先の合計)	9,110円※	

※雇用保険の基本手当日額の最高額(令和8年8月1日時点)。毎年8月に改正されます。



厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

LL081022政01

(公財)産業雇用安定センターは 在籍型出向のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、昭和62年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、28万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

- 在籍型出向を活用して雇用維持に取り組みたい事業主の皆さま
- 在籍型出向により人材を受け入れたい事業主の皆さま

出向のマッチング支援をご希望の場合はお問い合わせください！

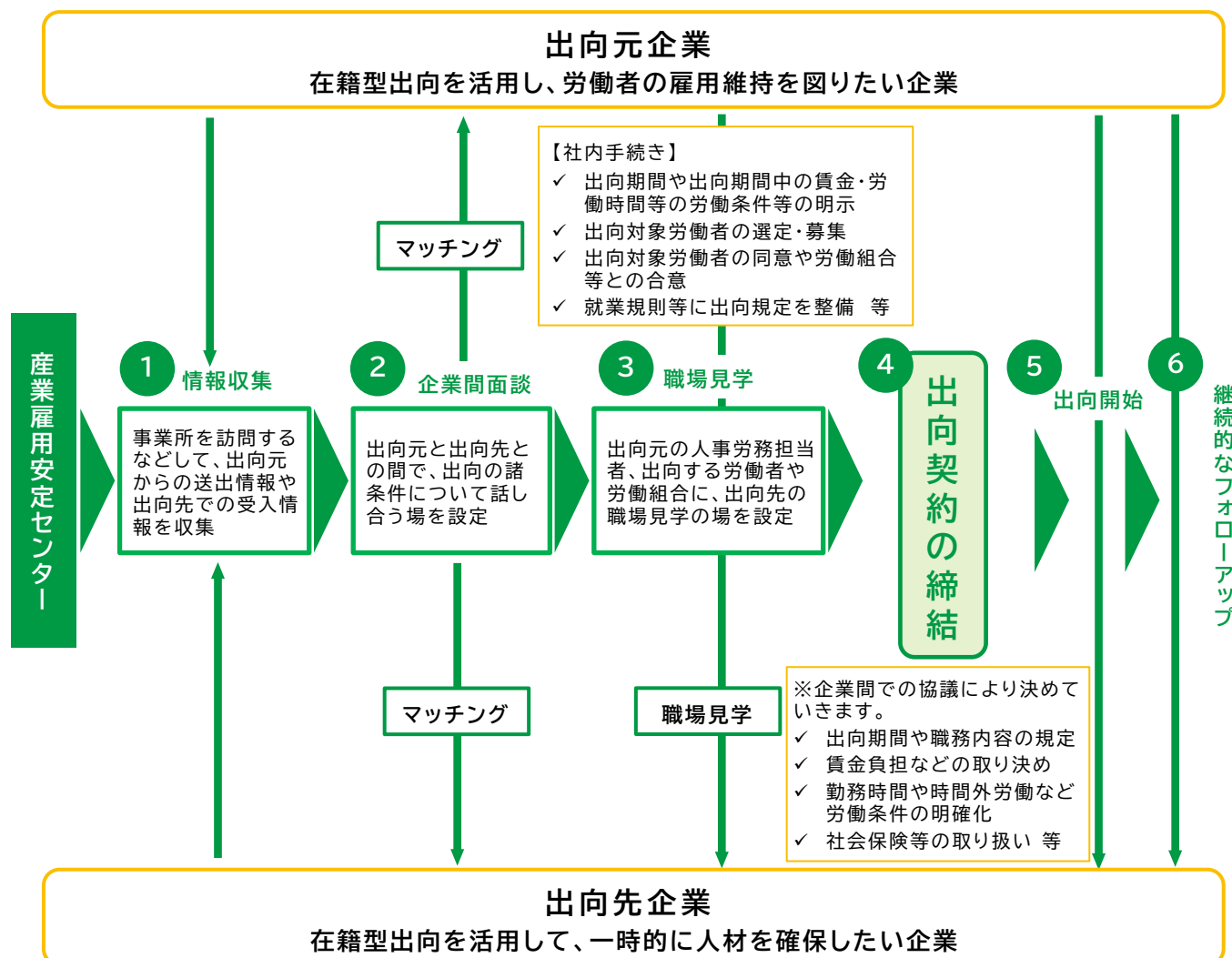
熊本県のセンター事務所

096-359-3526

※ 産業雇用安定助成金(令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース)の対象となる出向元企業は、熊本県の事業主に限ります。出向先企業は全国の事業主が対象です。

なお、助成金の内容については、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。
(産業雇用安定センターはマッチングやフォローアップを支援する機関となります。)

出向のマッチングからフォローアップまで支援します



公益財団法人

産業雇用安定センター

